

「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」、
「株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令（案）」、
「経済産業大臣が定める取決めを定める告示（案）」、
「特定引受業務指針（案）」及び
「特定引受基準（案）」
の概要について

令和 8 年 6 月 2 2 日
通商政策局通商金融課

1. 趣旨

令和 8 年 5 月 29 日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、貿易保険法（以下「法」という。）においては、（1）本邦企業の供給網の強靱化^{じん}の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けに係る業務を「特定引受業務」とし、特定引受業務に関する所要の規定を整備し、（2）株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、特定引受業務以外の業務と特定引受業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するものとするとともに、特定引受業務に係る勘定を「特別勘定」とする等、区分経理に関する所要の規定を整備し、（3）政府は、令和 11 年 3 月 31 日までの間、国債を発行し、会社に交付することができるものとするとともに、国債の交付、償還及び返還並びに特別勘定における剰余金の国庫納付等、国債に関する所要の規定を整備する措置を講じたところである。

今般、上記の法改正を踏まえ、「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」において、特定引受決定の認可の申請、国債の登録を新たに規定するとともに、「株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令（案）」において、区分経理に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うこととし、新たに「経済産業大臣が定める取決めを定める告示（案）」、「特定引受業務指針（案）」及び「特定引受基準（案）」を制定する。

2. 改正の概要

（1）貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）

①. 特定引受決定の認可の申請

- ・ 会社が特定引受けの決定について認可を受けようとするときの認可の申請に当たって、申請書に記載すべき事項を定める。

②. 国債の登録

- ・ 会社が国債の交付を受けたときは、速やかに、国債の登録を請求するものとする。

③. その他所要の改正

(2) 株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令 (案)

①. 区分経理に係る規定の整備

- ・ 勘定区分や区分経理に係る会計処理の原則、共通経費等の配賦原則に係る規定を整備する。

②. その他所要の改正

(3) 経済産業大臣が定める取決めを定める告示 (案)

①. 経済産業大臣が定める取決め

- ・ 令和7年9月4日に署名された日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書は、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めとするものとする。

(4) 特定引受業務指針 (案)

①. 特定引受業務の実施に関する基本的な事項

- ・ 特定引受業務の実施に関する基本的な事項について、政策的意義及び特定引受業務の実施に関し留意すべき事項に係る規定を整備する。

②. 特定引受業務に関する財務の適正な管理

- ・ 特定引受業務に関する財務の適正な管理について、勘定全体の財務・リスク管理、信用リスク・流動性リスク・為替リスク等の管理、特定引受け後におけるモニタリング及び外部有識者の活用に係る規定を整備する。

③. 経済産業大臣に対する特定引受業務の実施状況の報告

- ・ 経済産業大臣に対する特定引受業務の実施状況の報告について、個別案件の実施状況についての報告、財務の適正な管理についての報告及び諮問機関による評価についての報告に係る規定を整備する。

④. その他

- ・ 特定引受業務を適切かつ効果的に実施するため、会社は、特定引受業務の特性に対応した専門的人材の採用、育成を進めることとする。

(5) 特定引受基準 (案)

①. 関係ルールの順守

- ・ 貿易保険法及び特定引受業務指針のほか、国内関係法令並びに貿易保険に関わる国際的取決め及びこれに準ずるものを踏まえて、特定引受けを行うことを規定する。
- ②. 日本裨益の確認
 - ・ 特定引受けの趣旨を鑑み、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の観点から、我が国への裨益を具体的に確認の上で、特定引受けを行うことを規定する。
 - ③. 取決め該当性の確認
 - ・ 経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けであることを具体的に確認し、当該取決めを踏まえて、特定引受けを行うことを規定する。
 - ④. 案件の審査
 - ・ 特定引受けの内容に応じて適切なリスク審査を行った上で、法第四十条の規定に従い経済産業大臣に届け出た引受条件に基づき引受けを行うことを規定する。
 - ⑤. 関係機関との協調
 - ・ 特定引受けの内容に応じて他の公的機関等との協調に努めた上で、特定引受けを行うことを規定する。

3. 施行期日等

- 公布日：令和8年7月31日（予定）
- 施行期日：公布日（予定）